

3、4階建て木造在来軸組み工法構造設計の案内

「3階建て建物」

- ・構造設計ルート1 又は ルート2 までの範囲内を条件とする。

1 計算業務内容

- ・建築確認申請提出に必要な構造計算書、構造図面の作成
- ・制振装置を用い揺れを抑えた建物の設計
- ・構造設計ルート2の設計検討（別途追加料金と致します）

〈特殊な例として〉

- ・特殊な建物工法として、建物前面へ開口部を多く設けたい狭小住宅などの車庫部分へ、木造門型ラーメン工法を併用した木造在来軸組工法建物の構造計算（別途見積り）

2 納期

- ・ご依頼時ご相談させていただきます。

3 検討書の提出

- ・納品についてはPDFデータでの提出とさせていただきます。

4 設計料金

- ・構造計算、構造図面作成まで（伏図、軸組図、部材リスト）
- ・[木造見積り単価表を参照として下さい。](#)
- ・建て売り住宅メーカー及びプレカットメーカー様からの依頼による場合についての設計料金はご相談と致します。

注意1：建物形状が平面又は立面的に不整形な建物や間崩れの多い建物や特殊な建物については、割増料金とさせていただきます。（PH階付建物、半地下的な建物においても同様と致します）尚、性能表示取得物件等は、追加料金が発生いたします。

注意2：設計時にCADデータ（GEDXM）の提供をして頂ける場合については、設計料金の割引をさせていただきます。

注意3：実施設計開始以降の計画変更については追加変更料金が発生致します。

「4階建て木造軸組み工法建物」

- ・構造設計ルート2の範囲内を条件と致します。
- ・制振装置を用い揺れを抑えた建物の設計
- ・構造設計の依頼につきましては、プラン計画中の建物とし、プランランが決定された案件については、お受け出来無い場合がございます。

* その他

（其の1）

図面・基礎資料などの必要な資料については、メールまたは郵送でお願いを致します。

確認申請時の質疑等の対応については、軽微な質疑を除き当事務所により対応をさせていただきます。

（其の2）

基本、打ち合わせについては、電話・FAX・メールでお願い致します。尚、上記の対応が難しい場合については別途考慮を致します。

〈お支払条件〉

- ・構造設計料金及びお支払い時期につきましてはご相談をお受けいたします。
- ・建物の延べ床面積が500㎡を越える物、または、4階建て建物につきましては、実施設計作業開始時点に前金として構造設計料金の1/4のお支払いをお願いする場合がございます。
- ・料金については、予告無く変更を致します。



ホーム